



はじめに



今日の急速な少子化の進行，家庭や地域を取り巻く環境の変化は，子どもたちにとりましても，自立の気概を身につけていくうえにおいて，少なからず影響が懸念される所です。

このような中，国は，平成15年に「少子化対策基本法」「次世代育成支援対策推進法」等を制定し，国・地方・事業主がそれぞれの役割を果たしながら，少子化対策への取組を推進することといたしました。

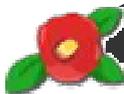
また，本市におきましても，県内でいち早く子育て支援センターを立ち上げるなど，様々な子育て支援諸施策の積極的な取組が高く評価され，平成16年に「子育て支援総合推進モデル市」として国の指定を受けるとともに，平成17年3月には「すくすく・のびのび・子育てが楽しいまち くれ」を基本理念とした「呉市次世代育成支援行動計画」(前期計画)を策定し，さらに子育て支援諸施策の取組を推進してまいりました。

このたび，前期計画策定から5年が経過したことから，これまでの取組を振り返り，点検を行うとともに，より時代のニーズに応えるため，課題を整理し，施策の体系を一部見直した後期計画を策定いたしました。

後期計画では特に，働き方の見直しによる「仕事と生活が調和する社会(ワーク・ライフ・バランス)」の実現，また地域協働の考えのもとに地域社会全体で子育てを応援するためのネットワークの強化，子どもの安全確保などに着目し，子育て支援諸施策をさらに充実させ，刻々と変化する社会状況にも対応しながら，地域が関わり合う「ひとりの子育てからみんなの子育てへ」の実現を目指してまいりたいと考えております。

終わりに，この後期計画の策定に当たり，アンケート調査等にご協力頂きました市民の皆様をはじめ，ご審議いただいた呉市次世代育成支援対策推進協議会委員の皆様，貴重なご意見をお寄せいただきました方々，関係機関・団体の方々に，心から厚くお礼申し上げます。

平成22年3月 呉市長 小村 和年



呉市次世代育成支援行動計画とは？

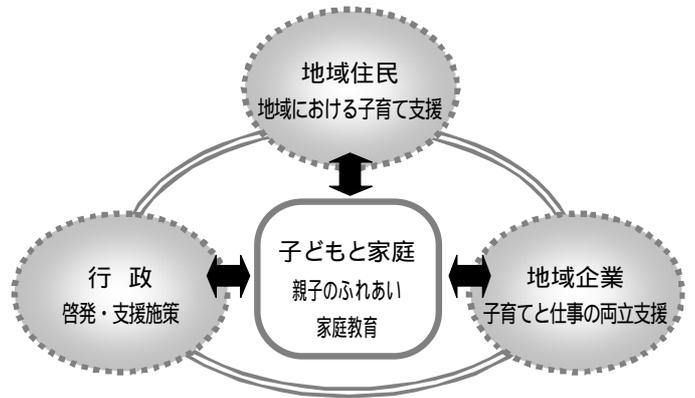
平成15年7月に公布された「次世代育成支援対策推進法」等に基づき，地域における子育て支援などの次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定するもので，呉市では，国が示す行動計画策定指針に即して平成17年3月「前期計画」を策定しました。

今回の計画は，全国的な動向も踏まえつつ，前期計画における取組の進捗よく状況や課題を整理し，平成22年4月から始まる新たな行動計画(後期計画)として策定したもので，呉市が取り組む，子どもの育ちと子育て及び次世代の親を育成するための総合的な計画です。



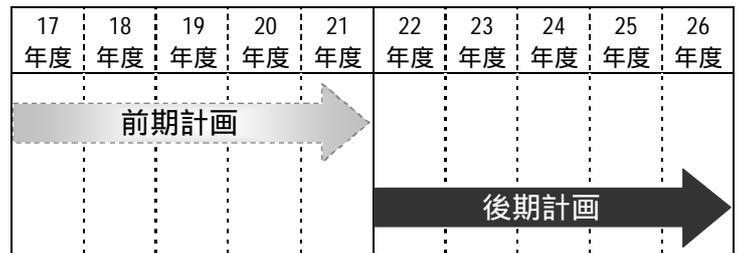
計 画 の 対 象

全ての子どもとその保護者の家庭等を対象に，地域住民，地域企業，行政など子どもを取り巻く全ての主体が協働し，子どもが健やかに生まれ，育まれる環境づくりを進めます。



計 画 の 推 進 に つ い て

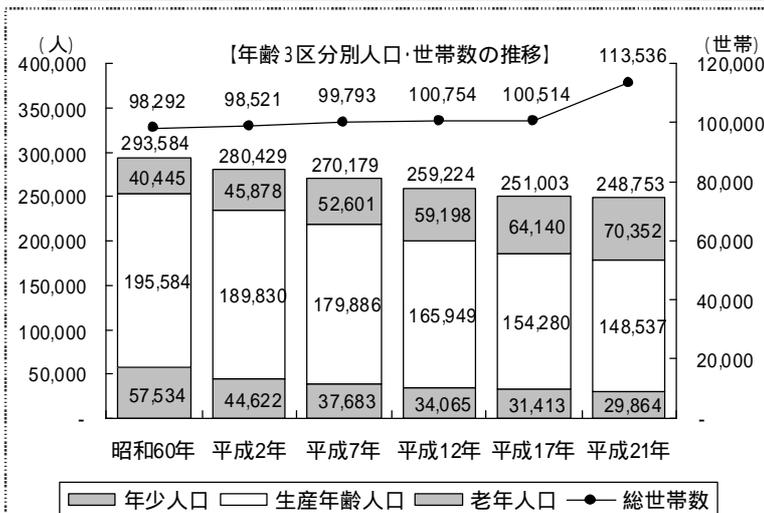
社会・経済情勢の変化や，呉市の子どもと子育て家庭を取り巻く状況や保育ニーズの変化に合わせ，必要に応じて見直しを行います。また，数値目標の達成状況など本計画の進ちょく状況について，定期的に公表します。



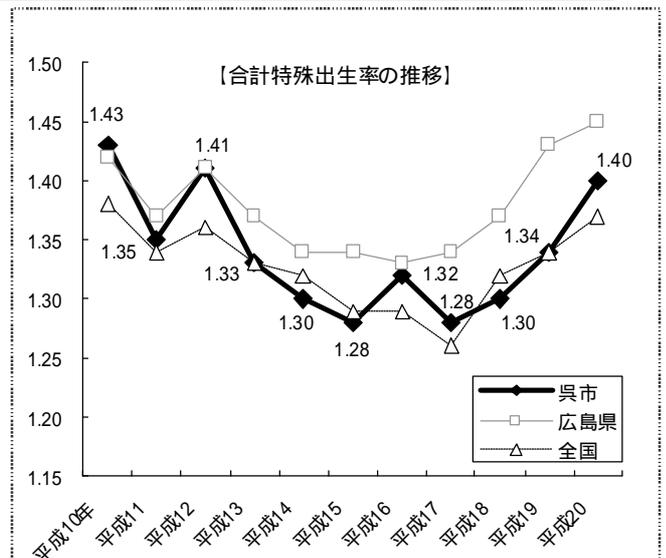
呉市の少子化の動向

全国的に少子化が進む中で，呉市においても年少人口は減少を続けており，昭和60年の57,534人（19.6パーセント）から平成17年には31,413人（12.5パーセント）と20年間で5割弱減少しています。これに対し，老年人口は増加を続けており，人口構造の変化が顕著にみられます。

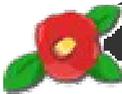
呉市の合計特殊出生率は平成17年の1.28以降は上昇傾向にあり，平成20年は1.40と全国平均を上回っていますが，広島県平均より全般的に低い状況にあります。



資料：国勢調査（昭和60年～平成17年），
住民基本台帳，外国人登録（平成21年9月末現在）



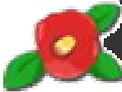
資料：人口動態統計



計画の基本理念

後期計画では、平成17年度から26年度までの10年間の集中的・計画的な取組のうち、最終年度である平成26年度における目標の達成をめざし、前期計画との連続性及び整合性を維持するため、後期計画においても基本理念を継承し、計画を推進することとします。

すくすく・のびのび・子育てが楽しいまち くれ



実施計画



基本目標 ① 地域で子どもと子育てを支える環境づくり

方向性

子どもを安心して生み育てることができるよう、保育サービスの充実や相談、情報提供、子育てネットワークの形成、児童の健全育成事業などを実施し、子どもの成長と子育てを支援します。

1 地域における子育て支援の充実

すべての子育て家庭に対する支援の観点から、様々な子育て支援サービスの充実を図るとともに、地域が関わる子育て支援の充実に努めます。

2 保育サービスの充実

保育サービスの充実を図るため、サービス提供の基盤整備については、保育所や幼稚園はもとより、認定こども園等も含め、就労形態や市民ニーズの多様化に対応するため、弾力的できめ細かな保育サービスの提供に努めます。

3 子育て支援のネットワークづくり

子育て家庭が必要な情報を取得しやすい情報提供体制を整備するとともに、呉市すこやか子育て協会や子育て当事者と連携しながら、子育て支援団体の育成、地域協働による子育て支援ネットワークの充実に努めます。

4 子どもの居場所づくりや各種体験活動の推進

児童館や放課後子ども教室等の多様な居場所づくりの推進に努めるとともに、地域の関係団体等と連携・協働して、地域イベントなどの各種体験活動を推進します。

地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業、一時預かり事業、くれ子育てねっと など

基本目標 ② すこやかに生み育てる環境づくり

方向性

親子の健康が確保されるように、保健、福祉、医療、教育の各分野が連携しながら母子保健事業等を展開し、健康づくりを推進します。

1 子どもや母親の健康の確保

親子の健康保持・増進に対し適切な働き掛けに努めるとともに、母子健康手帳交付時の保健指導充実や、妊産婦・新生児等訪問指導、妊婦・乳幼児健康診査等の充実を推進します。

2

「食育」の推進

生涯を通じて健康で安全な生活を営むことができるように、家庭・保育所・幼稚園・学校・地域・企業・行政の協働による食育を推進します。

3

思春期保健対策の充実

学校保健と連携し、思春期の心と体の健康づくりを推進するとともに、父性・母性観を養い、次代の子を育む親となるために、乳幼児とのふれあい体験を行います。

4

小児医療の充実

「呉市医師会小児夜間救急センター」を中心に医療機関や消防署等との円滑な連携体制の確保を図るとともに、いつでも安心してかかる「かかりつけ医」や緊急時の小児救急法の普及を図ります。

妊婦・乳幼児健康診査，こんにちは赤ちゃん事業，妊婦・育児教室，思春期ふれあい体験学習 など

基本目標 ③ 子どもが心身ともに健やかに成長するための教育環境づくり

方向性

子ども一人一人が自ら持つ個性や可能性を教育や遊び，暮らしの中で伸ばさせることができるよう，家庭，学校及び地域が連携しながら様々な事業を展開します。

1

次代の親の育成

福祉・教育・男女共同参画などの関係分野が連携しながら，家庭を築くことや子どもを生み育てることの意義に関する教育や意識啓発の充実に努めます。

2

子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

子ども自身が主体的・自律的に考え行動する力，「生きる力」の育成に向けた学校教育の充実，幼児教育全体の質の向上を図るとともに，子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から，幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図ります。

3

家庭や地域の教育力の向上

家庭での子育て力の醸成や，地域の見守りの中で子どもが社会性や協調性を育める環境づくりを促進し，家庭や地域の教育力の向上を図ります。

4

青少年の健全育成及び非行等への対応

学校をはじめ，呉市青少年指導センター，警察，民生・児童委員，青少年補導員，地域のボランティアなどと連携しながら生徒指導上の諸問題等に対応していきます。

高校生ボランティア養成講座，親子コミュニケーション能力開発事業，スクールカウンセラー事業 など

基本目標 ④ 子どもと子育て家庭にやさしく安心できる環境づくり

方向性

子どもが快適な環境の中で生まれ育ち，活動できるよう，環境整備を図るとともに，地域ぐるみで協力しながら安全で安心できる生活環境づくりを推進します。

1

子どもの安全の確保

地域の関係者と連携し，地域ぐるみで子どもを交通事故や犯罪から守るための取組を推進するとともに，子どもや保護者に対する事故・犯罪に対する情報提供や意識啓発に努めます。

2

安心して外出できる環境の整備

子育て世帯が安心して外出できるよう、道路交通環境を整備するとともに、公共施設等のバリアフリー化、ベビーベッドや授乳室など、施設の整備に努めます。

3

安全・安心なまちづくりの推進

通学路等公共施設の安全対策の充実、人々の憩いの場となる公園の整備、子育て世帯が安心して居住できる良質な住宅の確保を図ります。

呉子ども110番の家，呉子ども交通安全推進隊，ノンステップバス導入，子育て環境整備事業 など

基本目標 5 子育てと仕事の両立を支える環境づくり

方向性

子育てや地域活動，趣味の活動促進や，企業に対する子育てへの理解や協力の働き掛けなど，「家庭」と「仕事」がうまくバランスのとれた生き方の実現に向けた気運を醸成します。

1

ワーク・ライフ・バランスの実現のための働き方の見直し

国の「仕事と生活の調和憲章（ワーク・ライフ・バランス憲章）」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」等に基づき，家庭・地域・企業等の社会全体でワーク・ライフ・バランスの実現を推進するため，意識啓発や情報提供に努めます。

2

子育てと仕事の両立の推進

子育てと仕事の両立を支援するため，保育所や幼稚園等における保育サービスや放課後児童会，ファミリー・サポート・センター事業などの各種サービスの充実と利用促進に努めます。

3

家庭生活・地域活動への男女共同参画の促進

「くれ男女共同参画推進条例」及び「くれ男女共同参画基本計画（第2次）」に基づき，男性も女性も人として認め合い，多様な生き方を選択するために，社会全体の意識改革等の取組を推進します。

病児・病後児保育事業，延長保育事業，放課後児童会，呉市女性エンパワーメント支援事業 など

基本目標 6 支援を必要とする子どもとその家族を支える環境づくり

方向性

支援が必要な子どもとその保護者の成長を支えていくため，保健，福祉，医療などの関係機関の連携を強化し，効果的な取組を推進します。

1

児童虐待防止対策の充実

誰もが気軽に相談できる体制整備と，虐待防止についての普及啓発に取り組むとともに，社会全体の連携を図るための児童虐待防止ネットワークの機能強化に努めます。

2

ひとり親家庭等の自立支援の推進

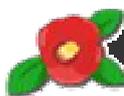
就労するための技能取得支援や貸付制度等の適正運用や相談事業，児童扶養手当等の経済支援やひとり親家庭医療費助成を実施し，支援を強化していきます。

3

障がい児施策の充実

障がい児が住み慣れた地域で安心して生活できるよう，保健・医療・福祉・教育等の関係機関との円滑な連携の下，相談・支援体制の整備，障がいの状況に応じた療育の場の確保，障がい福祉サービスの充実，特別支援教育の推進等の一貫した総合的な取組を推進します。

呉市児童虐待防止ネットワーク，母子家庭高等技能訓練促進費補助金，障害児保育促進事業 など



数 値 目 標

本計画における数値目標は、次のとおりです。

指 標	平成 16 年度末 (前期計画策定時)	平成 21 年度見込 (現状)	平成 26 年度目標 (後期計画目標)
1 地域子育て支援拠点事業の開催箇所数 ¹	5 箇所	10 箇所	11 箇所
2 母子健康手帳交付時の保健指導割合	-	93.5%	95.0%
3 乳児健康診査受診率(1, 3, 6 か月児健診)	-	92.0%	95.0%
4 ファミリー・サポート・センターの設置箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所
5 ファミリー・サポート・センターの利用件数	年間延べ 1,800 件	年間延べ 2,000 件	年間延べ 2,400 件
6 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)訪問実施率	-	70.0%	100.0%
7 子育てヘルパー派遣事業の利用世帯数	年間延べ 20 世帯	年間延べ 150 世帯	年間延べ 160 世帯
8 育児サークル・子育て支援団体活動支援事業登録団体数	-	44 団体	60 団体
9 子育て家庭育児支援事業(ショートステイ)の実施事業所数	2 箇所	4 箇所	4 箇所
10 子育て家庭育児支援事業(トワイライトステイ)の実施事業所数	2 箇所	4 箇所	4 箇所
11 病児・病後児保育事業の実施箇所数 ²	1 箇所	2 箇所	3 箇所
12 保育所(園)の入所定員 ³	4,335 人	4,272 人	4,095 人
13 延長保育事業の実施保育所(園)数	15 箇所	28 箇所	33 箇所
14 休日保育事業の実施保育所(園)数	0 箇所	0 箇所	1 箇所
15 一時預かり事業の実施保育所(園)数 ⁴	12 箇所	11 箇所	14 箇所
16 特定保育事業の実施保育所(園)数 ⁴	-	3 箇所	3 箇所
17 呉市障害児保育促進事業の実施保育所(園)数	23 箇所	26 箇所	障がい児の実態に応じた受入施設を確保
18 幼稚園の入園定員	4,560 人	4,380 人	4,380 人
19 預かり保育事業の実施幼稚園数	34 箇所	31 箇所	全園
20 子育て支援交流事業の実施幼稚園数	-	11 箇所	13 箇所
21 放課後児童会の設置箇所数(学校区数)	34 箇所	36 箇所	必要とされる学校区
22 放課後子ども教室の設置箇所数	-	3 箇所	4 箇所
23 児童館の設置箇所数	4 箇所	4 箇所	4 箇所
24 呉こども 110 番の家の設置箇所数	-	2,707 箇所	2,800 箇所
25 肥満傾向にある小学生の割合	5.19%	5.0%	減少させる
26 肥満傾向にある中学生の割合	2.24%	2.0%	減少させる
27 家庭教育相談事業の開催回数	12 回	15 回	15 回
28 ノンステップバスの導入割合	5.5%	14.2%	23.5%

1 前期計画では、「地域子育て支援センター事業」、「つどいの広場事業」として実施した事業。後期計画では、自主事業で実施している箇所も含む。

2 前期計画では、「乳幼児健康支援一時預かり(施設型)事業」として実施した事業。

3 地域保育所を含む。

4 前期計画では、「一時保育事業」として実施した事業。





子育ての相談・小児科の救急医療

事業名	概要	問い合わせ先
妊婦・新生児等訪問指導	保健師が家庭訪問し、赤ちゃんやお母さんの相談、育児に関する相談や情報提供を行う。	西保健センター (0823)25-3542 東保健センター (0823)71-9176
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	保健師と地域の民生委員・児童委員が連携して、生後4か月までの世帯を訪問する。	
子育て交流ひろば 児童相談の窓口	乳幼児とその保護者が交流できる場を設置し、子育てについての相談、情報の提供・交換、助言その他の援助を行うなど、地域の子育て支援機能を提供するとともに、児童相談の窓口を設置する。	・地域子育て支援センター 焼山こばと保育園、名田保育園、救世軍呉保育所、阿賀保育園、郷原保育所、下蒲刈保育所、安浦中央保育所
		・呉市すこやか子育て支援センター くれくれ・ば、ひろひろ・ば
		・フリーダイヤル「子ども・子育て・DV等ホットライン」等
休日急患センター	休日における初期救急診療を実施する。	場所：呉市医師会病院内 診療科目：内科，小児科，外科 診療時間：休日9時～18時
小児夜間救急センター	夜間における小児初期救急診療を実施する。	場所：呉市医師会病院内 診療科目：小児科 診療時間：毎日19時～23時

子どもを一時的に預けたい

事業名	概要	問い合わせ先
ファミリー・サポート・センター事業	妊産婦から中学3年生の子どもを持つ保護者を対象に、育児の援助を行いたい者が援助を受けたい者の有償ボランティアによる支援を行う。	子育て支援課 (0823)25-3254
子育て家庭育児支援事業	保護者が病気等のため、児童の養育が一時的に困難となったり、恒常的に帰宅が夜間に及ぶとき等に、児童養護施設等で一定期間児童を預かる。(ショートステイ・トワイライトステイ)	子育て支援課 (0823)25-3173
病児・病後児保育事業	児童が病気の時、就労等で自宅での保育が困難な場合等に、病気の児童を一時的に保育する。	子育て施設課 (0823)25-3144
一時預かり事業	保護者の急病や介護・就労・冠婚葬祭などで一時的に保育ができなくなったとき、または育児に伴う負担を和らげるため一時的に保育が必要となる児童を受け入れる。	

ひとり親家庭の方へ

事業名	概要	問い合わせ先
児童扶養手当	18歳到達後最初の3月31日までの児童を養育しているひとり親家庭等に支給する。	子育て支援課 (0823)25-3173
ひとり親家庭医療の助成	18歳到達後最初の3月31日までの児童を養育しているひとり親家庭等(世帯全員の前年所得税が非課税)の医療保険診療の自己負担分を助成する。	
母子家庭高等技能訓練促進費補助金	児童扶養手当受給に相当する所得の母子家庭の母が、就職に有利な資格(看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、准看護師)取得のために養成機関で修業する一定期間、補助金を支給する。	

呉市の子育てポータルサイト

事業名	概要	問い合わせ先
くれ子育てねっと	子育て支援サービスの情報の他、地域情報交流サイト「くれパステル」、育児サークルの紹介など子育てに関する情報を、インターネット上で提供する。 http://www.kure-kosodate.com/ http://pastel.kure-kosodate.com/	子育て支援課 (0823)25-3254

呉市次世代育成支援行動計画(後期計画)～概要版～

平成22年3月発行

発行/呉市福祉保健部子育て支援課

〒737-0041 呉市和庄1丁目2番13号(すこやかセンターくれ4F)

TEL (0823)25-3254 FAX (0823)24-6720 メール kodosien@city.kure.lg.jp

この概要版及び計画書は、くれ子育てねっと(<http://www.kure-kosodate.com/>)からダウンロードが可能です。